

令和 5 年度  
桶川市立朝日小学校  
第 40 回 PTA 定期総会



みんなでつなぐ 未来へとどけ あさひっ子

朝日小学校 40 周年記念スローガン

|         |                     |
|---------|---------------------|
| 書面審議実施日 | 令和 5 年 5 月 11 日 (木) |
| 場 所     | 朝 日 小 学 校           |



WEB 回答用 QR

# 議 会 次 第

## 議 事

第1号議案 令和4年度事業報告

第2号議案 令和4年度会計報告・収支決算・監査報告

第3号議案 令和5年度PTA役員（案）

第4号議案 令和5年度事業計画（案）

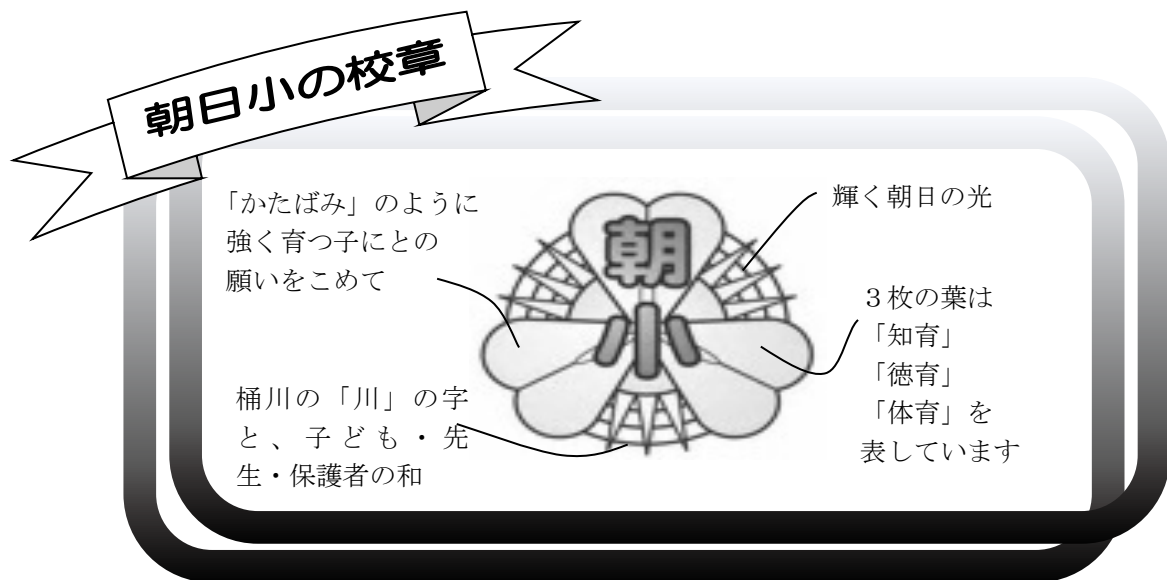
第5号議案 令和5年度収支予算（案）

第6号議案 朝日小学校PTA規約（案）

（資料1）緊急安全対策委員会について

（資料2）子ども110番の家と防犯・安全マップ

（資料3）埼玉県PTA連合会保険制度について



かたばみ

5～9月に黄色や白い・ピンクの小花を咲かせる  
ハートが3枚集まったクローバーに似た葉っぱ  
くきは地面をはって伸びていき、畑や道ばたで見られる  
花言葉は「よろこび」「かがやく心」など

# 第 1 号議案

## 令和 4 年度 P T A 事業報告

### 1. 運営委員会

|       | 開 催 日               | 議 題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 回 | 令和 4 年 6 月 28 日 (火) | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 活動報告</li><li>2. 総会（書面表決）の感想</li><li>3. 運動会の感想・報告</li><li>4. 登下校の見守りについて</li><li>5. カーテンクリーニングについて</li><li>6. 委員会活動写真の協力の依頼について</li><li>7. ベルマークボランティアについて</li><li>8. 周年事業について</li><li>9. 委員会活動について</li><li>10. P T A ボランティアについて</li><li>11. 今後の日程について</li><li>12. ベルマークの日について</li><li>13. 巡回指導員委嘱式及び研修会について</li><li>14. 三行詩コンクール審査会について</li></ol>                                                                                  |
| 第 2 回 | 令和 4 年 11 月 2 日 (水) | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 活動報告</li><li>2. カーテンクリーニングの感想・報告</li><li>3. 家庭教育学級について</li><li>4. 「次期スタッフについてのお願い」の配布および回収について</li><li>5. ベルマーク活動について</li><li>6. 広報紙掲載委員会活動写真について</li><li>7. 長距離走大会について</li><li>8. 周年事業について</li><li>9. レクリエーション大会の報告</li><li>10. 11 月 5 日（土）学校公開、木曜日ベルマークの日について</li><li>11. 家読コンクールについて</li><li>12. ベにばな講演会について</li><li>13. 来年度活動の検討について</li><li>14. P T A 活動アンケートについて</li><li>15. 今後の日程について</li><li>16. P T A 全体研修会について</li></ol> |

|     |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3回 | 令和5年2月6日(月) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 活動報告</li> <li>2. 家庭教育学級について</li> <li>3. 親子クリーン活動について</li> <li>4. 「次期スタッフについてのお願い」回収について</li> <li>5. ベルマーク活動について</li> <li>6. 長距離走大会の感想</li> <li>7. 登下校見守りアンケート配布について</li> <li>8. 広報紙コンクールの表彰について</li> <li>9. 周年事業について</li> <li>10. 通学班編成について</li> <li>11. 年度末会計報告日程調整のお願い</li> <li>12. 第40回PTA定期総会</li> <li>13. 総会資料掲載用の原稿依頼</li> <li>14. 次年度検討・委員選出方法について</li> <li>15. 予算・収支費用項目の変更について</li> <li>16. スクリレ導入について</li> <li>17. 第5回運営委員会新旧全体委員会について</li> <li>18. 青少年健全育成市民大会について</li> <li>19. PTAリーダー研修会について</li> <li>20. 家読ゆうびんコンクールについて</li> <li>21. ベにばな講演会について</li> <li>22. PTA全体研修会について</li> <li>23. 次年度委員会活動と来年度委員選出について</li> </ol> |
| 第4回 | 令和5年3月2日(木) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和5年度スタッフ候補者(案)について</li> <li>2. 活動報告</li> <li>3. 親子クリーン活動について</li> <li>4. ベルマーク活動について</li> <li>5. 通学班編成の感想</li> <li>6. 広報について</li> <li>7. 周年事業について</li> <li>8. 令和5年度事業計画・予算について</li> <li>9. 総会提案議案の検討について</li> <li>10. 令和5年度委員選出アンケートについて</li> <li>11. 2月17日(金)保護者参加の通学班編成について</li> <li>12. ネームホルダー・腕章の今後の取り扱いについて</li> <li>13. 4月11日(火)登校班の顔合わせについて</li> <li>14. 各委員会から1年間の感想について</li> <li>15. 今後の日程について</li> <li>16. 個人情報関連書類について</li> <li>17. PTAより児童への配布物について</li> <li>18. 外部活動報告</li> </ol>                                                                                                                                       |

|     |              |                                                                                                                     |
|-----|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第5回 | 令和5年5月11日(木) | 1. 総会審議の報告<br>2. 活動報告<br>3. 令和5年度役員候補者紹介<br>4. 広報紙表彰<br>5. 令和4年度桶川市小・中学校PTA全員研修会について<br>6. 連絡方法について<br>7. 委員会活動について |
|-----|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 2. 全体事業

### (1) ボランティア活動

朝のあいさつ運動、運動会の自転車整理、長距離走大会の見守りなど、子供たちの学校生活をサポートする活動です。「できる人が・できるときに・できることを」をモットーに、会員の皆様に参加のお願いをしています。

### (2) 「PTAだより」の発行 No.1 ～ No.12

### 3. 校外活動

#### 桶川市・北足立北部地区・埼玉県PTA連合会

|                            |                            |
|----------------------------|----------------------------|
| 令和4年                       |                            |
| 5月13日 桶川市PTA連合会定期総会(書面審議)  | 11月24日 北足立北部地区PTA役員研修会     |
| 24日 桶川市PTA連合会広報紙づくり講習会     | 26日 埼玉県PTA連合会広報紙コンクール      |
| 6月17日 桶川市PTA連合会会長会議(常任理事会) | 12月9日 桶川市PTA連合会会長会議(常任理事会) |
| 23日 三行詩コンクール審査会            | 9日 桶川市PTA連合会リーダー研修会        |
| 9月2日 桶川市PTA連合会会長会議(常任理事会)  | 17日 桶川市PTA連合会研修委員会         |
| 9月17日 桶川市PTA連合会研修委員会       | 21日 家読ゆうびんコンクール審査会         |
| 10月28日 埼玉県PTA研究大会          |                            |
| 令和5年                       |                            |
| 1月14日 べにばな講演会              | 2月5日 桶川市小・中学校PTA全員研修会      |
| 21日 桶川市PTA連合会研修委員会         | 3月4日 桶川市PTA連合会会長会議(常任理事会)  |
| 27日 桶川市PTA連合会会長会議(常任理事会)   | 4月13日 桶川市PTA連合会会長会議(常任理事会) |

#### 青少年健全育成市民会議

|                          |                            |
|--------------------------|----------------------------|
| 令和4年                     |                            |
| 5月15日 青少年健全育成市民会議総会      | 10月28日 青少年健全育成市民会議         |
| 6月7日 巡回指導員委嘱式及び研修会       | 11月3日 市民祭非行防止キャンペーン        |
| 24日 青少年健全育成市民会議          | 10日 青少年健全育成市民会議(広報ひまわり)    |
| 7月1日 非行防止街頭キャンペーン        | 20日 青少年健全育成市民会議(市民大会)      |
| 9月9日 青少年健全育成市民会議(広報ひまわり) | 12月12日 青少年健全育成市民会議(広報ひまわり) |
| 10月6日 青少年健全育成市民会議        | 20日 青少年健全育成市民会議(市民大会)      |
| 18日 青少年健全育成市民会議(広報ひまわり)  |                            |
| 令和5年                     |                            |
| 4月14日 青少年健全育成市民会議        |                            |

#### その他

|                         |                        |
|-------------------------|------------------------|
| 令和4年                    |                        |
| 6月24日 桶川中学校運営協議会        | 8月23日 桶川中学校運営協議会       |
| 30日 朝日小学校運営協議会          | 28日 朝日地区町会会議           |
| 7月20日 神明町内会会議           | 11月5日 朝日小学校運営協議会       |
| 21日 桶川市放課後子供教室運営委員会     | 11月24日 桶川中学校運営協議会      |
| 24日 朝日地区町会会議            | 12月22日 桶川市放課後子供教室運営委員会 |
| 令和5年                    |                        |
| 1月27日 朝日小学校運営協議会        | 3月23日 朝日小学校卒業式来賓       |
| 2月7日 桶川市学校給食運営委員会物資選定部会 | 3月24日 朝日小学校修了式進級祝い贈呈   |
| 2月22日 桶川中学校運営協議会        | 4月10日 朝日小学校入学式来賓       |
| 3月7日 朝日小学校運営協議会         | 4月19日 桶川市放課後子供教室運営委員会  |
| 3月22日 桶川市放課後子供教室運営委員会   | 4月25日 桶川中学校運営協議会       |

## 4. 委員会活動

### 学年学級委員会

|      |       |                     |
|------|-------|---------------------|
| 令和4年 | 6月28日 | 1学期学級会計監査（5～6年）     |
|      | 29日   | 1学期学級会計監査（1～4年）     |
|      | 7月21日 | カーテンクリーニング（取り外し）    |
|      | 8月2日  | カーテンクリーニング（取り付け）    |
|      | 12月2日 | 2学期学級会計監査（5年）       |
|      | 6日    | 2学期学級会計監査（3年）       |
|      | 8日    | 2学期学級会計監査（1年・2年）    |
|      | 9日    | 2学期学級会計監査（4年・6年）    |
|      | 23日   | 家庭教育学級（学校給食レシピ集の配信） |
| 令和5年 | 3月1日  | 3学期学級会計監査（4年・5年）    |
|      | 2日    | 3学期学級会計監査（1～3年）     |
|      | 3日    | 3学期学級会計監査（6年）       |
|      | 16日   | クリーン活動              |

カーテンクリーニングにつきましては、昨年度と同様に、洗い作業を業者委託し実施いたしました。また、家庭教育学級は、集まらずに取り組めるように、今年度は『給食レシピ集』を作成し、朝日小学校のホームページで配信しました。親子クリーン活動は、新型コロナウイルス感染拡大防止の面からも考慮し、委員のみでの活動とし、体育館の跳び箱のヤスリがけを行いました。

学年学級委員会は、子供たちの健やかな学校生活のために、引き続き尽力してまいります。今後とも、ご協力よろしくお願いいたします。

### 選考厚生委員会

|                |                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和4年5月～令和5年3月  | ベルマーク活動<br>ベルマーク活動協力のお知らせ 資料配布(5月)<br>ベルマーク回収作業(毎月、校内・マイン・マルエツ)<br>ベルマーク仕分け作業、集計作業(6月、11月、2月)<br>ベルマーク発送作業(9月、1月)<br>テトラパック、インクカートリッジ収集・発送作業<br>(6月、7月、9月、12月)<br>ベルマークにて備品購入(ワイヤレススピーカー 1月)<br>環境ボランティア参加(9月、11月) |
| 令和4年10月～令和5年2月 | 次期スタッフ選考活動                                                                                                                                                                                                         |

今年度は、メンバー全員がベルマーク活動未経験であった中、前年度と違う流れで始まったこともあり、手探りで進めて参りました。また長引くコロナ禍に対応した効率良い作業方法を試行錯誤してきましたが、保護者や地域の皆様のご協力にて滞りなく行え、目標の学校備品が購入できました。選考活動では先生方やスタッフの方々からのお力添えをいただき、無事に進めることができました。

皆様のご理解ご協力のもと、今年度委員会活動を無事終えることができ、心より感謝申し上げます。

## 安全指導委員会

|               |        |                      |
|---------------|--------|----------------------|
| 令和4年          | 5月21日  | 運動会自転車整理・見回り         |
|               | 11月18日 | 長距離走大会見守り            |
| 令和5年          | 2月7日   | 新1年生下校班編成立ち会い        |
|               | 3月～5月  | 登下校見守りアンケート配布・集計結果報告 |
| 令和4年6月～令和5年3月 |        | 登下校見守り               |

運動会・長距離走大会の学校行事が安全に進行できるよう、自転車整理や見守り活動をスタッフの皆様と協同で行いました。外部環境が例年と異なる中で、活動方法を模索して参りましたが、先生方や地域の方々、保護者の皆様と連携し、この一年間子どもたちに大きなトラブルがなく終えることができました。どうもありがとうございました。

## 広報委員会

|      |        |                           |
|------|--------|---------------------------|
| 令和4年 | 5月24日  | 桶川市PTA連合会広報紙づくり講習会出席      |
|      | 7月19日  | PTA広報紙「あさひ vol.91」発行      |
|      | 11月24日 | 北足立北部地区PTA広報紙コンクール表彰式出席   |
|      | 26日    | 埼玉県PTA研究大会及び広報紙コンクール表彰式出席 |
|      | 12月21日 | PTA広報紙「あさひ vol.92」発行      |
| 令和5年 | 3月17日  | PTA広報紙「あさひ vol.93」発行      |
|      | 4月28日  | PTA広報紙「あさひ号外」発行           |

広報紙「あさひ」を年4回発行しました。

学校やスタッフさん、記事にご協力いただいた皆様ありがとうございました。元気なあさひっ子を間近で感じながら、保護者の皆様へお届けする気持ちで写真を撮り、委員自身も思い出になりました。

また、活動を通してわが子の学年以外の活動にも目が向くようになり、学校全体への理解が深まりました。親しみやすく読みやすい広報紙を、これからもご家庭で楽しくご覧いただければ嬉しいです。

## 40周年記念事業実行委員会

|               |       |                                                                                                                                                                |
|---------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和4年          | 3月8日  | 第1回 実行委員会（令和4年1月スタッフによる実行委員募集）                                                                                                                                 |
|               | 5月26日 | 第2回 実行委員会                                                                                                                                                      |
| 令和5年          | 2月22日 | 第3回 実行委員会                                                                                                                                                      |
| 令和4年5月～令和5年3月 |       | 委員長、各班リーダー、学校との話し合い2回<br><b>【イベント班】</b> （式典日児童イベント、他）<br>・イベント調査、業者選定、依頼、他<br><b>【記念品班】</b><br>・周年記念品調査・選定、業者選定他<br><b>【広報班】</b><br>・記念誌依頼業者調査・業者選定、依頼・行事等撮影、他 |
|               |       | 40周年「あさピヨロゴ」「スローガン」児童募集、決定                                                                                                                                     |

昨年度に引き続き、2年目の活動となりました。これまでの一年間で積み重ねた話し合いや打合せなどを通じて、委員メンバーはもとより、教職員やスタッフの皆様とのつながりも生まれました。今年度はいよいよ本番です。一年間かけて築いたものをさらに高め、地域の方々のご協力も得ながら、あさひっ子の心に残るあたたかい周年事業を作り上げていきたいと思ひます。さらなるご支援とご協力をお願いいたします。



## 5. その他

### ①子ども 110 番の家

登下校時などに、不審者から声をかけられたり、身の危険を感じたりした場合、いつでも逃げ込める家を確保し、安心して子供たちが通学できるようにと平成 9 年から設置されました。

桶川市内の小・中学校 P T A と桶川市 P T A 連合会との呼びかけで、地域の皆さまにご協力いただいています。

### ②防犯パトロール

登下校中、子供たちが不審者に連れ去られたり、暴行を受けたりする悪質な事件を未然に防ぐため、先生方・保護者・地域の方々のご協力のもと、防犯パトロールを行っています。

地域全体で子供たちの安全を見守る姿勢を示すことが、被害の抑制につながると考えています。引き続き、皆さまのご協力をお願いいたします。

### ③図書ボランティア

私たちは月曜の朝に絵本の読み聞かせを行っています。

2022 年度はコロナ前と同じ、子供たちの顔を見ながら対面での読み聞かせを実施することができました。読み聞かせ本を紹介するポスター班では、毎学期 1 人 2 枚程度のポスターを自宅で作成することとし、今までのポスターの下絵を活用しながら自分の好きな時間に作業をすることができました。今後も絵本とふれあう楽しさを子供たちに伝える活動を続けていきたいと思えます。

### ④掲示ボランティア

今年度は、多くの仲間に恵まれたこともあり「体育館前掲示板」に加え、「階段踊り場の掲示」の制作まで幅広い活動ができました。掲示ボラは、その取り組みを通して大人の仲間の輪を広げ、更には、大人から子供へ「発想」「会話」「喜び」の「芽」をプレゼントできることを目標にしています。

私たちは年間を通して仲間を募集中！さまざまな仕事があるため、どなたでも無理なく活動できますよ。多くの情報交換のできる和やかな場所で、物づくりに「夢中」になりませんか。

### ⑤おやじの会

子供たちのために親として何か役立つことができればと、「できる人が・できるときに・できる事を」をモットーに 2013 年より活動を始めたボランティア組織です。

活動内容は、学校敷地内の整備、運動会前のグラウンド整備やテント設営・撤収、そして学校周辺の清掃活動などです。

また『おやじ同士』のコミュニケーションの輪を広げる機会にもなっています。「おやじの会」に登録いただくと、活動予定を受取ることができます。ぜひ、登録だけでもしてみませんか。

第 2 号議案

令和 4 年度 P T A収支決算書

単位：円

|   | 款   | 項 | 目 | 本年度予算額    | 本年度決算額    | 比較増減額   | 付 記 |
|---|-----|---|---|-----------|-----------|---------|-----|
| 収 | 会費  |   |   | 1,453,200 | 1,381,218 | -71,982 |     |
|   | 繰越金 |   |   | 559,208   | 559,208   | 0       |     |
|   | 雑収入 |   |   | 0         | 5         | 5       | 利息  |
| 入 | 合 計 |   |   | 2,012,408 | 1,940,431 |         |     |

|   | 款     | 項     | 目            | 本年度予算額    | 本年度決算額    | 残高      | 付 記                   |
|---|-------|-------|--------------|-----------|-----------|---------|-----------------------|
| 支 | 運営費   |       |              | 473,500   | 353,284   | 120,216 |                       |
|   |       | 会議費   | 総会費          | 1,500     | 1,080     | 420     | 監査お礼代                 |
|   |       |       | 会議費          | 40,000    | 7,800     | 32,200  | 市P連レクリエーション大会関連経費     |
|   |       |       | 旅費           | 5,000     | 0         | 5,000   |                       |
|   |       | 事務通信費 | 消耗品費         | 130,000   | 167,834   | -37,834 | コピー用紙代ほか              |
|   |       |       | 通信費          | 2,000     | 530       | 1,470   | 送料ほか                  |
|   |       |       | 備品費          | 220,000   | 160,380   | 59,620  | 複合機リース料               |
|   |       | 慶弔渉外費 | 慶弔費          | 40,000    | 0         | 40,000  |                       |
|   |       |       | 渉外費          | 5,000     | 2,160     | 2,840   | 事務室お礼代                |
|   |       |       | 報奨費          | 30,000    | 13,500    | 16,500  | 離任式花束代                |
|   | 活動費   |       |              | 870,000   | 770,434   | 99,566  |                       |
|   |       | 一般活動費 | 選考厚生委員会      | 20,000    | 5,027     | 14,973  | ベルマーク 送料ほか            |
|   |       |       | 学年学級委員会      | 140,000   | 98,687    | 41,313  | カーテンクリーニング代、クリーン活動備品代 |
|   |       |       | 広報委員会        | 410,000   | 396,880   | 13,120  | 広報紙印刷代ほか              |
|   |       |       | 安全指導委員会      | 30,000    | 29,260    | 740     | ネームホルダー代              |
|   |       |       | PTA研修費       | 10,000    | 5,695     | 4,305   | 委員会用ノート代、ファイル代ほか      |
|   |       |       | 奉仕活動費        | 10,000    | 0         | 10,000  |                       |
|   |       |       | PTA行事費       | 90,000    | 74,885    | 15,115  | 証書ホルダー代、名札代ほか         |
|   |       |       | 環境整備活動費      | 160,000   | 160,000   | 0       | 花・苗代ほか                |
| 出 | 分担金   |       |              | 70,000    | 61,430    | 8,570   |                       |
|   |       | 分担金   | 連合会分担金       | 30,000    | 28,340    | 1,660   | 市P連・県P連会費             |
|   |       |       | PTA保険        | 40,000    | 33,090    | 6,910   | 県P連団体保険料              |
|   | 予備費   |       |              | 358,908   | 0         | 358,908 |                       |
|   | 全体事業費 |       |              | 240,000   | 201,469   | 38,531  |                       |
|   |       | 全体事業費 | 安全対策費        | 10,000    | 1,469     | 8,531   | 交通安全・防犯教室関連経費         |
|   |       |       | あさひっ子まつり・運動会 | 30,000    | 0         | 30,000  |                       |
|   |       |       | 周年記念事業       | 200,000   | 200,000   | 0       | 周年事業費積立て              |
|   | 合 計   |       |              | 2,012,408 | 1,386,617 | 625,791 |                       |

差引残高 1,940,431 (円) - 1,386,617 (円)= 553,814 (円)  
残 高 553,814 円 は、令和 5 年度へ繰り越します。

上記の通り報告します。

令和 5 年 4 月 14 日

桶川市立朝日小学校 P T A 会長

上記監査の結果、相違ないことを認めます。

令和 5 年 4 月 14 日

監 査

監 査

※原本には、押印をいただいております。

※個人情報保護のため氏名を掲載しておりません。配布した総会資料でご確認ください。

# 令和4年度 P T A特別会計報告

周年事業費積み立て

単位：円

| 収 入       |           | 支 出        |     |
|-----------|-----------|------------|-----|
| 項 目       | 金 額       | 項 目        | 金 額 |
| 前年度繰越金    | 1,640,354 | 周年事業委員会活動費 | 0   |
| 一般会計より繰入れ | 200,000   |            |     |
| 利息        | 14        |            |     |
| 合 計       | 1,840,368 | 合 計        | 0   |

差引残高 1,840,368 (円) - 0 (円) = 1,840,368 (円)

残 高 1,840,368 円 は、令和5年度へ繰り越します。

上記の通り報告します。

令和5年4月14日

桶川市立朝日小学校P T A会長

上記監査の結果、相違ないことを認めます。

令和5年4月14日

監 査

監 査

※原本には、押印をいただいております。

※個人情報保護のため氏名を掲載しておりません。配布した総会資料でご確認ください。

## 第 3 号議案

### 令和 5 年度 P T A 役員（案）

※個人情報保護のため氏名を掲載しておりません。配布した総会資料でご確認ください。

## 専門委員会名簿

## 40 周年記念事業実行委員会名簿

※個人情報保護のため氏名を掲載しておりません。配布した総会資料でご確認ください。

## 第 4 号議案

### 令和 5 年度 事業計画（案）

#### ◇活動の基本方針◇

1. 教職員・保護者・地域の皆さんと調和し、三位一体となって子供たちを見守り続けます
2. 明るく元気で健やかな子供たちの安全と成長を助けていきます

| 活動組織                | 活 動 予 定                                                                                                                                                              |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 専門委員会<br>(チーム活動)    | 学年会計監査<br>カーテンクリーニング運営、実施<br>家庭教育学級企画、開催（年 1 回以上）<br>P T A クリーン活動運営、実施<br>次期スタッフ選出<br>ベルマーク活動運営、実施<br>通学路危険箇所 M A P 作成、運用<br>長距離走大会見守り運営、実施<br>広報紙発行（年 1 回以上）<br>その他 |
| 専門委員会<br>(全体活動)     | 環境ボランティア参加<br>新 1 年生下校班編成<br>新年度通学班編成<br>その他                                                                                                                         |
| ボランティア              | あいさつ運動<br>登下校見守り活動<br>運動会テント設営、会場準備<br>その他                                                                                                                           |
| 特別事業<br>(40 周年記念事業) | 記念式典開催<br>記念品贈呈<br>記念誌発行<br>その他                                                                                                                                      |

# 第5号議案

## 令和5年度 P T A収支予算（案）

単位：円

|   | 款   | 項目 | 本年度予算額    | 前年度予算額    | 比較増減額   | 前年度決算額    | 付 記              |
|---|-----|----|-----------|-----------|---------|-----------|------------------|
| 収 | 会 費 |    | 1,381,800 | 1,453,200 | -71,400 | 1,381,218 | @350円×12ヶ月×329世帯 |
|   | 繰越金 |    | 553,814   | 559,208   | -5,394  | 559,208   | 積立金差引金額          |
|   | 雑収入 |    | 0         | 0         | 0       | 5         | 預貯金利息ほか          |
|   | 合 計 |    | 1,935,614 | 2,012,408 | -76,794 | 1,940,431 |                  |

|   | 款       | 項目      | 本年度予算額    | 前年度予算額    | 比較増減額    | 前年度決算額    | 付 記                                                  |
|---|---------|---------|-----------|-----------|----------|-----------|------------------------------------------------------|
| 出 | 運営費     |         | 661,000   | 483,500   | 177,500  | 358,979   | PTA運営に関わる項目                                          |
|   |         | 総会費     | 10,000    | 1,500     | 8,500    | 1,080     | 総会諸経費                                                |
|   |         | 会議費     | 20,000    | 0         | 20,000   | 0         | 運営委員会・新旧全体委員会飲料代ほか                                   |
|   |         | 外部活動費   | 40,000    | 40,000    | 0        | 7,800     | 市P連主催会議・活動参加費ほか *R4会議費                               |
|   |         | 旅費      | 5,000     | 5,000     | 0        | 0         | 市外諸会議参加交通費、講習会参加交通費ほか                                |
|   |         | 消耗品費    | 20,000    | 10,000    | 10,000   | 5,695     | ノート、ファイル、コピー用紙ほか *R4PTA研修費                           |
|   |         | 通信費     | 50,000    | 2,000     | 48,000   | 530       | 郵送代、Wi-Fi代ほか                                         |
|   |         | 印刷製本費   | 330,000   | 350,000   | -20,000  | 328,214   | 複合機リース代、カウンター料金 *R4消耗品費、備品費                          |
|   |         | 備品費     | 130,000   | 0         | 130,000  | 0         | PTA使用備品(PC・プリンターなど)代、備品積立費                           |
|   |         | 慶弔費     | 20,000    | 40,000    | -20,000  | 0         | 会員慶弔費                                                |
|   |         | 渉外費     | 35,000    | 35,000    | 0        | 15,660    | 関係団体交際費、離任式花束代ほか *R4渉外費、報奨費                          |
|   |         | 雑費      | 1,000     | 0         | 1,000    | 0         | 振込手数料ほか                                              |
|   | 活動費     |         | 720,000   | 770,000   | -50,000  | 689,854   | PTA活動に関わる項目                                          |
|   |         | 委員会活動費  | 20,000    | 20,000    | 0        | 5,027     | ベルマーク郵送代、家庭教育学級、委員会活動費用ほか *R4選考厚生委員会                 |
|   |         | 衛生費     | 100,000   | 140,000   | -40,000  | 98,687    | カーテンクリーニング代 *R4学年学級委員会                               |
|   |         | 広報費     | 200,000   | 410,000   | -210,000 | 396,880   | 広報紙発行代、広報費ほか *R4広報委員会                                |
|   |         | PTA活動費  | 240,000   | 40,000    | 200,000  | 29,260    | ボランティア活動時の飲料代、ネームホルダー代<br>PTAビブス代ほか *R4安全指導委員会、奉仕活動費 |
|   |         | 環境整備活動費 | 160,000   | 160,000   | 0        | 160,000   | 肥料・草花代、クリーン活動費ほか<br>*R4環境整備費                         |
|   | 分担金     |         | 70,000    | 70,000    | 0        | 61,430    | 各団体会費・保険料                                            |
|   |         | 連合会分担金  | 30,000    | 30,000    | 0        | 28,340    | 市P連・県P連会費                                            |
|   |         | P T A保険 | 40,000    | 40,000    | 0        | 33,090    | 県P連団体保険料                                             |
|   | 学校行事協力費 |         | 390,000   | 330,000   | 60,000   | 276,354   | 学校行事に関わる項目                                           |
|   |         | 卒業進級祝い  | 90,000    | 90,000    | 0        | 74,885    | 証書ホルダー・名札代ほか *R4PTA行事費                               |
|   |         | その他行事   | 100,000   | 40,000    | 60,000   | 1,469     | 防犯教室諸経費、その他学校行事協力費用ほか<br>*R4安全対策費、あさひっこまつり・運動会       |
|   |         | 行事積立費   | 200,000   | 200,000   | 0        | 200,000   | 周年事業費積立                                              |
|   | 予備費     |         | 94,614    | 358,908   | 264,294  | 0         |                                                      |
|   | 合 計     |         | 1,935,614 | 2,012,408 | 451,794  | 1,386,617 |                                                      |

# 令和 5 年度 予算（案）の説明

令和 5 年度予算（案）の説明です。予算書(案)と併せてご覧ください。

昨年度はまだ、新型コロナウイルス感染症の影響が残っており例年通りの活動ではありませんでした。

今年度は感染症の影響をほとんど受けない活動ができると予想しております。もちろん、コロナ前の活動を全てそのまま行うつもりはありません。必要な活動を厳選して行う予定です。

しかし、上部組織(PTA 連合会など)の活動など、予算が予想できない部分もあります。令和 5 年度は多めに予算を計上させていただき、令和 6 年度に適正な予算を組んでいきたいと考えております。

会費を使用する際は、その都度検討して本当に必要な項目に使用していきます。予算上限まで使用する訳ではないことをご理解ください。繰越金が多くなるようであれば、会費の見直しも可能と考えています。

## 収入の部 合計：1,935,614 円を計上

### (1)会費

4 月 1 日現在の会員数(保護者及び教職員)に会費 4,200 円を乗じた 1,381,800 円を計上します。  
転入・転出などで変動します。

### (2)繰越金

前年度末の残額 553,814 円(差し引き残高)を計上します。

### (3)雑収入

見込み額ははありません。収入がある場合は主に銀行の利息です。

## 支出の部 合計：1,935,614 円を計上(予備費を収入の約 5%として計算)

### (1)運営費

会の運営に係る費用です。

①総 会 費：総会開催に係る費用です。審議を午前中の委員会から下校時刻まで 1 日通して行うので、係るスタッフの軽食代金(1 人 500 円)をここに含んでいます。

②会 議 費：委員が参加する運営委員会や新旧全体委員会時の飲料代(1 人 80 円)及び委員会開催に係る費用です。外部の会議室を借りる場合の費用もここに含まれます。スタッフ及び委員も平日に集まりにくくなっており、外部施設の使用も検討しています。

※会議での飲料代や軽食代は必要な経費と考えています。総会や委員会参加のために不要な個人負担が発生しているのが現状です。総会費・会議費を削減するために、会議数を減らしたり委員会の開催方法の見直しも検討していきます。

③外部活動費：令和 4 年度は「会議費」として計上されていました。

外部での活動、主に桶川市 PTA 連合会主催の会議や活動に係る費用です。活動にどのくらい費用がかかるのか分からないので、コロナ前と同じ費用を計上します。

④旅 費：外部(市外)の会議や講習会に参加するのにかった交通費です。細則に記載してある通りです。

⑤消 耗 品 費：令和 4 年度は「PTA 研修費」として計上されていました。PTA 活動や会議の際に使用するノートやファイル代などです。ファイルは、再生可能なものは繰り返し使用したり、再生紙をメモ用紙に使ったりしています。

⑥通 信 費：外部への資料郵送代や提出書類の FAX 料金と Wi-Fi 環境を整えるための費用です。データはクラウド保存しており、会議や印刷時のデータを確認する際に、個人の携帯電話をテザリングして使用しています。IT 化を進める上で必要となります。



- ⑦印刷製本費：令和４年度は「消耗品費」にトナー代金、「備品費」にリース代・カウンター料金が含まれていました。印刷に係る費用を分かりやすくするため独立させました。カウンター料金とは、１枚印刷するごとに１カウンター数えられ、そのカウンター数×１枚あたりの単価となります。またコピー用紙代もここに含みます。
- ⑧備 品 費：活動に必要な備品(パソコン、プリンター、棚など)に係る費用です。パソコンとプリンターは１０年以上使用しており、いつ壊れてもおかしくない状況です。そのため、令和５年度はパソコンの購入を検討しています。また、故障時にすぐ購入できるように、今年度から積立をしていきたいと考えています。
- ⑨慶 弔 費：細則の記載の通り、会員の慶弔費用です。ここ数年使用されていないので減額しました。
- ⑩渉 外 費：令和４年度は「渉外費」及び「報奨費」として計上されていました。関係団体(学校、学校応援団)に係る費用です。主に離任式の花束代となります。
- ⑪雑 費：上記①～⑩に当てはまらない項目はここに計上します。主に振込手数料です。

## (2)活動費

- ①委員会活動費：②③以外の専門委員会(チーム)活動に係る費用です。ベルマーク郵送代、家庭教育学級などチーム活動で必要となる費用です。
- ②衛 生 費：カーテンクリーニングに係る費用です。昨年度９万円弱だったので予算も削減しました。１０万円で行える枚数のみクリーニングする予定です。
- ③広 報 費：広報紙発行や広報活動に係る費用です。令和５年度は広報紙発行数の削減や、業者依頼ではなくカラーコピー機での発行も検討しているので昨年度の約半分としました。
- ④PTA 活動費：令和４年度は「安全指導委員会」「奉仕活動費」で計上していました。PTA 主催活動時の飲料代や新入生に配布するネームホルダー代です。  
また今年度は PTA 活動で使用するビブス(40 枚 200,000 円)を作成したいと考えています。今まで着用していたオレンジ T シャツはスタッフが個人負担で購入していました。PTA 活動を行う際に個人での金銭的負担をゼロにするため、１０年以上使用でき、スタッフだけでなく委員も活動時に着用できるようにビブスとしました。学校行事の写真撮影や手伝いなど保護者と一目で区別できるものは必要と考えます。
- ⑤環境整備活動費：学校の花壇を彩る、草花や肥料代と、PTA クリーン活動で使用する掃除用品代です。クリーン活動で使用する掃除用品代は令和４年度「学年学級クリーン活動費」として計上していました。

## (3)分担金

埼玉県・桶川市 PTA 連合会の会費と PTA 保険に係る費用です。

## (4)学校行事協力費

学校行事に係る費用です。卒業生への証書ホルダー、進級時の名札代などです。令和５年度は全校生徒に係る行事(運動会やあさひっこまつりなど)に子供たちが喜ぶものを何か還元したいと考えています。そのため多めに予算を計上しております。

## (5)予備費

各項目の予算をオーバーしたり、上記項目に当てはまらない使用があった場合に予備費から使用します。

## 第 6 号議案

### 朝日小学校 P T A 規約（案）

#### 第1章 名 称 お よ び 事 務 所

- 第1条 本会は、桶川市立朝日小学校 P T A と称する。  
また、本会の執行部役員をスタッフと称し、以下スタッフと表記する。
- 第2条 本会は、事務所を桶川市立朝日小学校内におく。

#### 第2章 目 的 お よ び 活 動

- 第3条 本会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。
- (1) よい保護者、よい教職員になるように努める。
  - (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を指導する。
  - (3) 児童の生活環境をよくする。
  - (4) 会員の教養の向上と親睦。
  - (5) その他、本会の目的をとげるための事項。

#### 第3章 方 針

- 第5条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
- (1) 児童の教育ならびに福祉のために活動し、他の団体および機関と協力する。
  - (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
  - (3) 本会または、スタッフの名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
  - (4) 学校の人事、その他の管理には干渉しない。

#### 第4章 会 則

- 第6条 本会は任意団体であり、本会の会員となることのできる者は、次の通りである。
- (1) 桶川市立朝日小学校に在籍する児童の保護者。
  - (2) 桶川市立朝日小学校の教職員。
- 第7条 本会の会費は、一世帯あたり月額 350 円とし、半月以上在籍した会員はこれを納める。
- 第8条 会員は、すべて平等の義務と権利とを有する。

#### 第5章 経 理

- 第9条 本会に要する経費は、会費および他の収入をもってこれに充てる。
- 第10条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第11条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第12条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### 第6章 備 品 ・ 帳 簿

- 第13条 本会に、次の帳簿をそえる。
- (1) 会員名簿
  - (2) 会 計 簿
  - (3) 会 誌
  - (4) 関係書類

第14条 保管期限は次の通りとし、期限を過ぎたものは速やかに適切に削除する。

- (1) 会員名簿 会員の子の卒業まで
- (2) 会 計 簿 5 年間
- (3) 会 誌 2 年間
- (4) 関係書類 2 年間

第15条 会長が必要と認めたものは第 14 条の期限を超えて保管するが、会員名簿は第 14 条の通りとする。  
(例：周年事業の関係書類など)

## 第7章 ス タ ッ プ

第16条 スタッフの構成は、次の通りである。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名(うち 1 名は教頭)
- (3) 書 記 若干名
- (4) 会 計 若干名
- (5) スタッフ及びその家族は他の委員を受けることはできない。

第17条 スタッフは、会長及び専門委員によって会員の中から選出され、運営委員会を経た後、総会の承認を得ることによって決定される。

第18条 スタッフの任期は 1 年とし、再任を妨げない。

- (1) 補欠のスタッフの任期は、前任者の残任期間とする。

第19条 スタッフの任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は会務を総括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が職務遂行不可能な時は、その職務を代行する。
- (3) 書記は、総会、全体委員会および運営委員会の議事ならびに本会の活動に関する重要事項を記録し、書類の保管と庶務にあたる。
- (4) 会計は、会計事務を処理し、本会の財産を管理し、会計簿を保管する。

第20条 P T A の諸々の相談者として、次の者を顧問とする。

- (1) 校長
- (2) 前会長または前々会長

## 第8章 会 計 監 査

第21条 本会の経理を監査するため、2 名の会計監査委員をおく。

第22条 会計監査委員は、総会において、会員または元会計の中から選出する。

- (1) 会計監査委員の任期は 1 年とする。但し再任は妨げない。
- (2) 会計監査委員及びその家族は、スタッフおよび委員を兼ねることができない。

## 第9章 総 会

第23条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

- (1) 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

第24条 定期総会は、毎年 1 回開催する。

第25条 臨時総会は、全体または運営委員会が必要と認めたとき、あるいは会員の 5 分の 1 以上の要求があったときに開催する。

第26条 議決方法はスタッフ会にて決定する。

第27条 総会の定足数は、会員の過半数とし、委任状は定足数に含める。

第28条 総会の議決は、出席者の過半数による。

## 第10章 全 体 委 員 会

第29条 全体委員会は、総会に次ぐ決議機関で、スタッフ及び専門委員会で構成する。

第30条 全体委員会は、会長が必要と認めたとき、または全体委員会の5分の1以上の要求があったとき開催する。

第31条 全体委員会の定足数ならびに議決については、第27条、第28条の規定を準用する。

## 第11章 運 営 委 員 会

第32条 運営委員会は、スタッフ及び専門委員会の代表をもって構成し、各委員会の調整をはかり会務を処理する。

第33条 運営委員会の定足数ならびに議決については、第27条及び第28条の規定を準用する。

## 第12章 委 員 会

第34条 本会の活動に必要な事項については、調査・研究及び執行するために、専門委員会を置き、必要事項は「桶川市立朝日小学校 PTA 細則」で定める。

## 第13章 細 則

第35条 本会の運営に関し、必要な細則は、本会の規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。

## 第14章 改 正

第36条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

附則 この規約は、昭和59年5月29日から実施する。

|                 |      |               |      |
|-----------------|------|---------------|------|
| 昭和 60 年 5 月18日  | 一部改正 | 令和 2 年 6 月26日 | 一部改正 |
| 平成 3 年 5 月 9 日  | 一部改正 | 令和 4 年 5 月13日 | 一部改正 |
| 平成 8 年 5 月18日   | 一部改正 | 令和 5 年 5 月11日 | 一部改正 |
| 平成 11 年 5 月15日  | 一部改正 |               |      |
| 平成 12 年 5 月20日  | 一部改正 |               |      |
| 平成 23 年 5 月13日  | 一部改正 |               |      |
| 平成 25 年 5 月10日  | 一部改正 |               |      |
| 平成 26 年 4 月28日  | 一部改正 |               |      |
| 平成 28 年 5 月 2 日 | 一部改正 |               |      |

# 桶川市立朝日小学校 P T A 規約改正(案)

【改正対比表】※下線が改正箇所

| 現行                                 | 改正案                                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章～第14章「この会」を「本会」に統一<br>第6章 備品・帳簿 | 第6章 備品・帳簿<br>第14条 保管期限は次の通りとし、期限を過ぎたものは速やかに適切に削除する。<br>(1) 会員名簿 会員の子の卒業まで<br>(2) 会計簿 5年間<br>(3) 会誌 2年間<br>(4) 関係書類 2年間<br>(追加)<br>第15条 会長が必要と認めたものは第14条の期限を超えて保管するが、会員名簿は第14条の通りとする。<br>例) 周年事業の関係書類など<br>(追加) |

改正理由：PTA に関する書類の保管期限を定めることで、きちんと書類・データの保管をする  
また、不要な書類・データを削除するため

|                                                                                          |                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第7章 スタッフ<br>第14条 スタッフの構成は、次の通りである。<br>会長 1名、副会長 若干名、書記 若干名、会計 若干名<br>但し、副会長1名は教頭をもって充てる。 | 第7章 スタッフ<br>第16条 スタッフの構成は、次の通りである。<br>(1) 会長 1名<br>(2) 副会長 若干名(うち1名は教頭)<br>(3) 書記 若干名<br>(4) 会計 若干名<br>(5) スタッフ及びその家族は他の委員を受けることはできない。 |
| 第15条 スタッフは、選考・厚生委員会によって会員の中から選出され、運営委員会を経た後、総会の承認を得ることによって決定される。                         | 第17条 スタッフは、会長及び専門委員によって会員の中から選出され、運営委員会を経た後、総会の承認を得ることによって決定される。                                                                       |
| 第18条 顧問の設置について<br>P T A の諸々の相談者として、次の者を顧問とする。<br>(1) 校長<br>(2) 前会長または前々会長                | 第20条 P T A の諸々の相談者として、次の者を顧問とする。<br>(1) 校長<br>(2) 前会長または前々会長                                                                           |

改正理由：見やすく統一した表記へ変更  
スタッフの権限にて委員会活動を制限しないため  
委員会活動体制の変更のため

現行

改正案

|                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第9章 総会</p> <p>第21条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。</p> <p>第22条 (1) 総会は、定期総会及び臨時総会とする。</p> <p>(2) 定期総会は、毎年4～5月に開催する。臨時総会は、全体または運営委員会が必要と認めたとき、あるいは会員の5分の1以上の要求があったときに開催する。</p> | <p>第9章 総会</p> <p>第23条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。</p> <p>(1) 総会は、定期総会及び臨時総会とする。</p> <p>第24条 <u>定期総会は、毎年1回開催する。</u></p> <p>(追加)</p> <p>第25条 臨時総会は、全体または運営委員会が必要と認めたとき、あるいは会員の5分の1以上の要求があったときに開催する。</p> <p>第26条 <u>議決方法はスタッフ会にて決定する。</u></p> <p>(追加)</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

改正理由：見やすく統一した表記へ変更

社会情勢に合わせた議決方法を選択可能とするため

第10章～第12章「学年学級委員、選考・厚生委員、安全指導委員、広報委員」を「専門委員」に改める。

改正理由：委員会活動体制変更予定のため

|                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第12章 委員会</p> <p>第29条 本会の活動に必要な事項については、調査・研究及び執行するために、学年学級委員会、選考・厚生委員会、安全指導委員会、広報委員会を置く。</p> <p>(1) 委員会の設置数及び人数については、その年度のPTAの構成や活動方針によって決めることができる。</p> <p>(2) 各委員会活動については第4号議案事業計画にて定める。</p> <p>(3) 委員は、会員の中から選出され、全体委員会にて委員長・書記・会計が決定される。</p> <p>(4) 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。</p> | <p>第12章 委員会</p> <p>第34条 本会の活動に必要な事項については、調査・研究及び執行するために、<u>専門委員会</u>を置き、必要事項は「<u>桶川市立朝日小学校PTA細則</u>」で定める。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

改正理由：PTA活動円滑化のために細則を設置するため

任期途中でも委員・会員からの提案に対して柔軟に対応するため

|                                                                |                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第13章 細則</p> <p>第30条 その他、本会の運営に関し、必要な細則は、全体委員会の議決を経て定める。</p> | <p>第13章 細則</p> <p>第35条 本会の運営に関し、必要な細則は、本会の規約に反しない限りにおいて<u>運営委員会</u>の議決を経て定める。</p> |
|----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|

改正理由：全体委員会は年1回、年度初めに開催となっており、任期途中でも委員・会員からの提案に対し迅速に対応するため

## 桶川市立朝日小学校 P T A 慶弔規定

【改正内容】 桶川市立朝日小学校 PTA 慶弔規定の内容を細則へ示す。

【改正理由】 規定と細則を区別するため

## 桶川市立朝日小学校旅費規定

【改正内容】 桶川市立朝日小学校旅費規定の内容を細則へ示す。

【改正理由】 規定と細則を区別するため

# 桶川市立朝日小学校 PTA 個人情報取扱規程(案)

制定 令和5年5月11日

- 第1条 本会在保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的とする。
- 第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。
- 第3条 本会における個人情報とは次のとおりとする。
- (1) 会員の氏名
  - (2) 児童のクラス
  - (3) 在学児童の兄弟構成
  - (4) 住所(通学班編成に使用)
- 第4条 本会における個人情報の管理者はPTA 会長とする。
- 第5条 本会における個人情報の取扱者はスタッフとする。
- 第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知り得た個人情報を不要に他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 第7条 本会は個人情報を取得するときは、利用目的を本人に明示する。なお、要配慮個人情報を取得するときは、あらかじめ本人の同意を得る。
- 第8条 本会は学校より個人情報を取得する。なお、個人情報の取扱については学校の規定に準ずるものとする。
- 第9条 取得した個人情報は次の目的のために利用する。
- (1) PTA 役員・委員会・ボランティア名簿の作成
  - (2) 通学班編成・名簿の作成
  - (3) 各種行事用名簿等の作成
  - (4) PTA 活動に関する連絡、及び文書の配布
  - (5) 広報紙・会報誌への掲載
- 第10条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 第11条 個人情報は、管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 第12条 個人情報を含む文書(電磁的記録含む)は、施錠できる場所への保管や、電子機器等ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、パスワード管理等を含め、漏洩防止に努めることとする。なおパスワードは1年ごとに更新し、会長及び副会長で管理する。
- 第13条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
  - (3) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合



- 第14条 本会は本人から個人情報の開示、訂正・追加・削除、利用停止を求められたときは、本人であることを確認の上これに応じる。
- 第15条 個人情報を漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者及び学校長に報告する。
- 第16条 本会は取扱者に対し、個人情報の取扱いに関する留意事項について、定期的に教育等を実施するものとする。
- 第17条 本会は個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 第18条 本規程の改正は、総会において行う。

附則 本規程は、令和5年5月11日から実施する。

【改正内容】 桶川市立朝日小学校 PTA 個人情報規程の制定

【改正理由】 個人情報に関する取り決めがなかったため

# 桶川市立朝日小学校 PTA 細則(案)

制定 令和5年5月11日

第1条 この細則は桶川市立朝日小学校 PTA 規約(以降 PTA 規約とする)第13章第35条に基づき、必要事項を定めることを目的とする。

第2条 PTA 規約第13章第35条に基づき、本会の運営上、次の専門委員会・専門ボランティアをもうける

第3条 本会の専門委員会・専門ボランティアは会員によって次のとおり構成する。

## (1) 専門委員会

専門委員会は活動ごとにチームとし、次のとおりとする

- A. カーテンクリーニング活動
- B. 学年会計監査活動
- C. 家庭教育学級活動
- D. PTA クリーン活動
- E. スタッフ選出活動
- F. ベルマーク活動
- G. 通学路危険箇所 MAP 運用活動
- H. 長距離走大会見守り
- I. 広報紙

## (2) 専門ボランティア

### ① 卒業祝い隊

6年生の保護者より2名以上選出する。

2名以上の選出がない場合は、その年の卒業記念品、卒業記念事業は行わないこととする。

原則委員長を1名、副委員長・書記・会計を各1名以上振り分ける。

ボランティアはスタッフへの協力を要請することができる。

### ② その他ボランティア

専門委員会活動において必要な場合はボランティアを募集する。

その他、PTA 活動において必要な場合はスタッフがボランティアを募集することができる。

第4条 専門委員会は学年会計監査チームを除く各チームに3名以上を選出する。

学年会計監査チームは4人とする。

なお学年・クラスごとの人数に制限は設けない。

各専門委員会にスタッフが担当として入る。

第5条 本会は次の特別委員会をおくことができる。

周年事業等の特別事業があるとき

第6条 専門委員会・専門ボランティア・特別委員会はそれぞれ次の活動を行う

## (1) 専門委員会

- ① 児童の健康増進・福利厚生に関する活動
- ② 保護者と教職員が、子どもの教育に関する情報交換
- ③ 学校内外の環境整備に関する活動
- ④ 会員の共通理解を図るための広報活動
- ⑤ 学校行事における安全活動
- ⑥ 学校外の安全点検に関する活動
- ⑦ 安全教育に関する活動
- ⑧ その他必要事項

(2) 卒業対策ボランティア

次の項目を参考にボランティアで決定する。

- ① 卒業記念品の決定(学校と調整)
- ② 記念品、その他使用物品の発注及び納品チェック
- ③ 必要に応じて学年主任の先生と打ち合わせ
- ④ 活動内容の記録
- ⑤ その他必要事項

(3) その他ボランティア

- ① 専門委員会が必要と認めた活動
- ② PTA 活動においてスタッフ会で必要と認めた活動
- ③ その他必要事項

(4) 周年事業実行委員会

- ① 創立 10 周年ごとに周年事業を行う
- ② 活動は周年前年より 2 年間とする
- ③ 周年事業に関する協力・企画・運営に関する活動
- ④ その他必要事項

第7条 専門委員会はチームごとに必要時に招集し、その協議決定事項は次回のスタッフ会議に担当スタッフが報告するものとする。

また、専門委員は活動報告を運営委員会で行う。

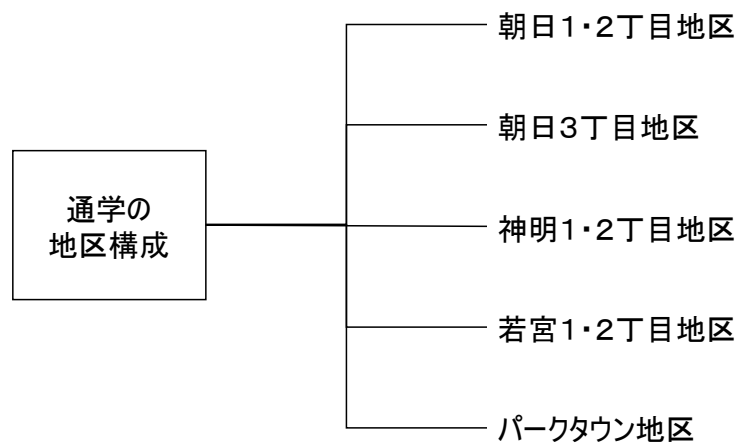
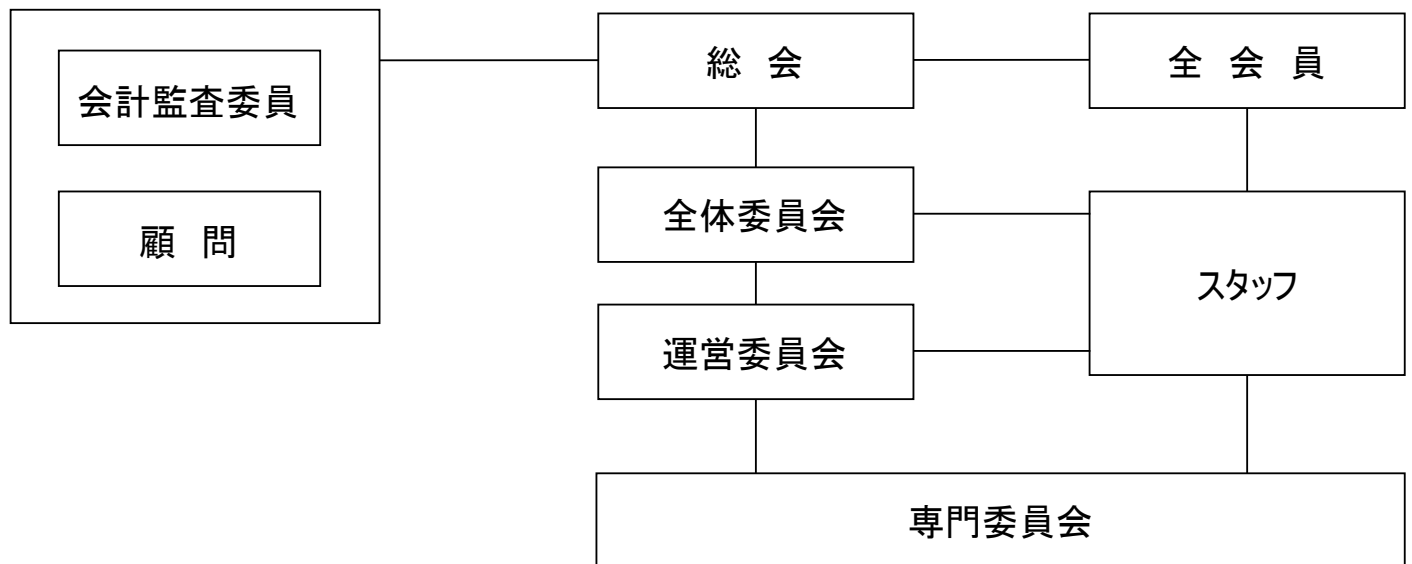
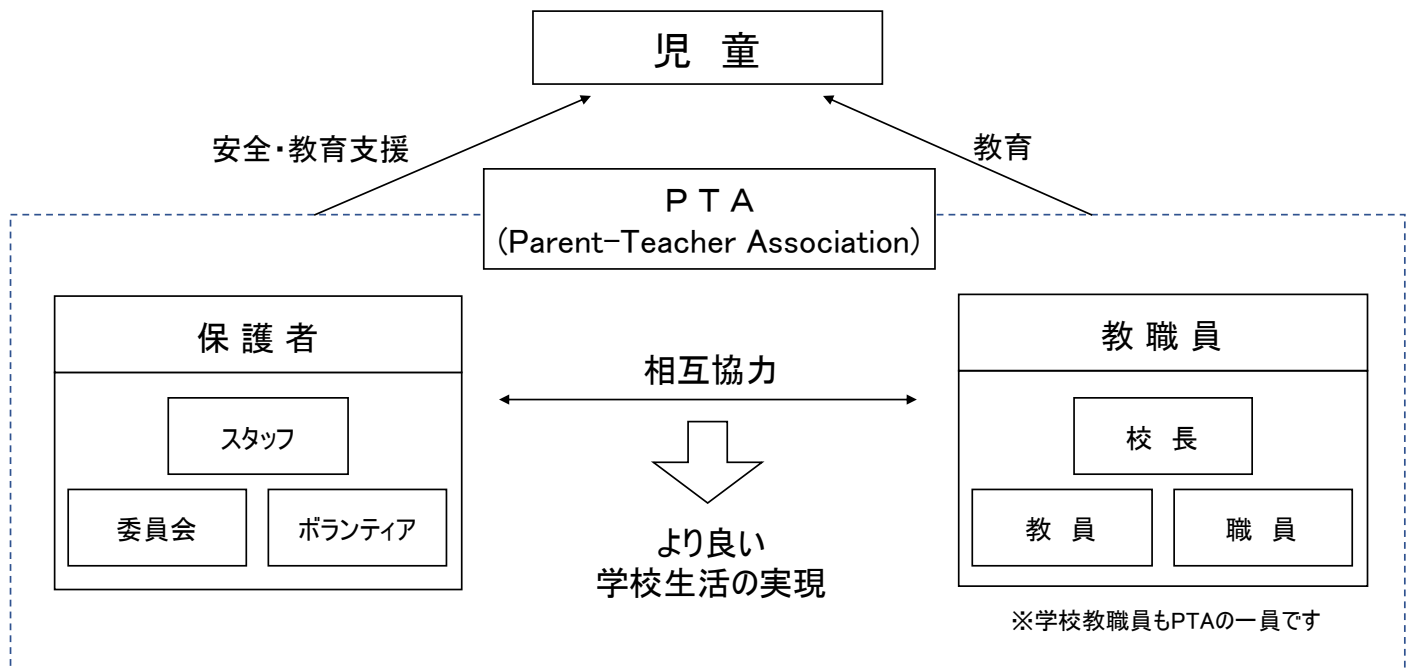
第8条 学校長は PTA の諸活動に参画し、学校運営との調整を図る。

第9条 次に掲げる項目については、「別表」に定める基準による。  
「旅費」「慶弔」

別表

| 項目    | 支出基準                   | 金額          |
|-------|------------------------|-------------|
| 旅費・手当 | 交 通 費：出張の場合は実費交通費を支給   | 実費          |
|       | 交通手段：公共交通機関を使用         | -           |
|       | 手 当：正副会長の協議により決定       | -           |
|       | ※活動報告書を作成し運営委員会で報告     | -           |
| 慶弔    | 教職員の結婚                 | 5,000 円     |
|       | 入院見舞い：30 日以上(教職員)      | 5,000 円     |
|       | 会員及び児童の死亡              | 5,000 円及び供花 |
|       | 教職員及びスタッフの配偶者及び実父母の死亡  | 5,000 円及び供花 |
| その他   | その他必要ある時は、正副会長の協議により決定 |             |

# 桶川市立朝日小学校 P T A



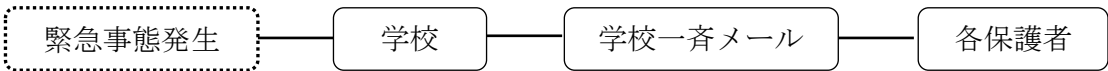
緊急安全対策委員会について

児童の危険防止のため、緊急時には「緊急安全対策委員会」を発足し対処することになっています。  
(平成 11 年度第 9 回運営委員会で承認されたものです)

緊急時の安全対策について

第 1 段階

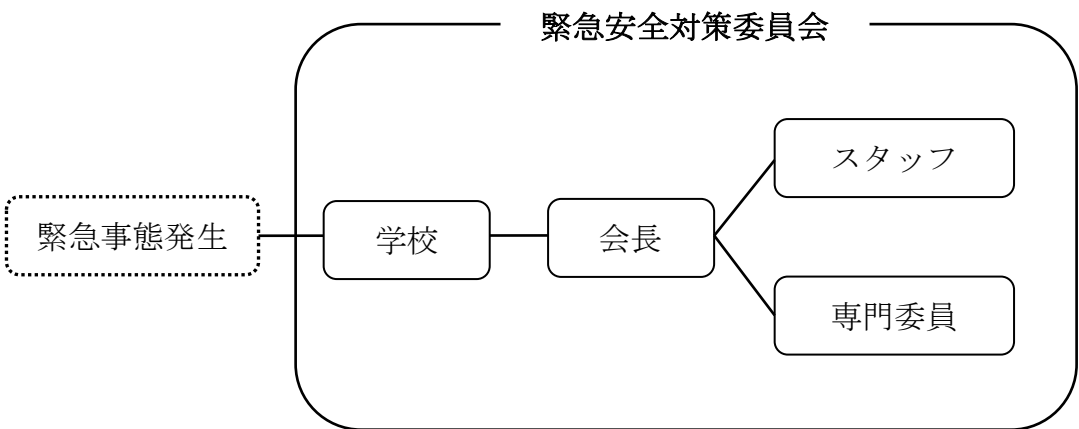
緊急事態が発生した場合、まず最初に学校の判断に基づいた連絡事項が各保護者に連絡される



第 2 段階

P T A として学校に協力できる体制を整えるために臨時の緊急安全対策委員会を発足させる

|                                                           |                                                         |
|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 招集する時                                                     | 学校と P T A が必要と認めたとき                                     |
| 招集する人                                                     | P T A 会長                                                |
| 構成メンバー                                                    | スタッフ + 専門委員会 + P T A 会長が必要と認めた会員                        |
| 活動内容                                                      | 緊急事態発生後、状況に合わせて対応できることを行う。<br>事例によっては、会員全員に協力を要請する場合もある |
| 活動時期                                                      | 発足が必要と認められたときから、状況を見て必要がなくなったと判断されるまで                   |
| 但し、緊急を要する場合には、招集せずに対応を行うこともある。その際の判断は学校と会長に一任する（例：桶川駅前事件） |                                                         |



## 子ども110番の家 と 防犯・安全マップ

近年、児童を取り巻く事件・事故が世間を騒がせ、児童の安全確保に関する必要性がますます高まっています。朝日小学校PTAでは、平成9年度より桶川市PTA連合会とともに地域の皆様に呼びかけ、子ども110番の家を実施しております。

### 子ども110番の家

児童が登下校時などに不審者から声をかけられたり、身の危険を感じたりするようなことがあったときに、いつでも助けを求めることができる場所です。

「子ども110番の家」と、書かれた黄色い看板が目印です。地区に多くあるほど、犯罪者への抑止力になります。

### 防犯・安全マップ

通学路を子供たちと一緒に歩いていただき「安全に通るためには、どのようにしたらよいか?」「危険を回避するには、どのようにしたらよいか?」など、わかりやすくするために作成しました。

「子ども110番の家の位置」「危険が想定される場所とその種類」の確認にぜひご活用ください。

### 通学路マップ

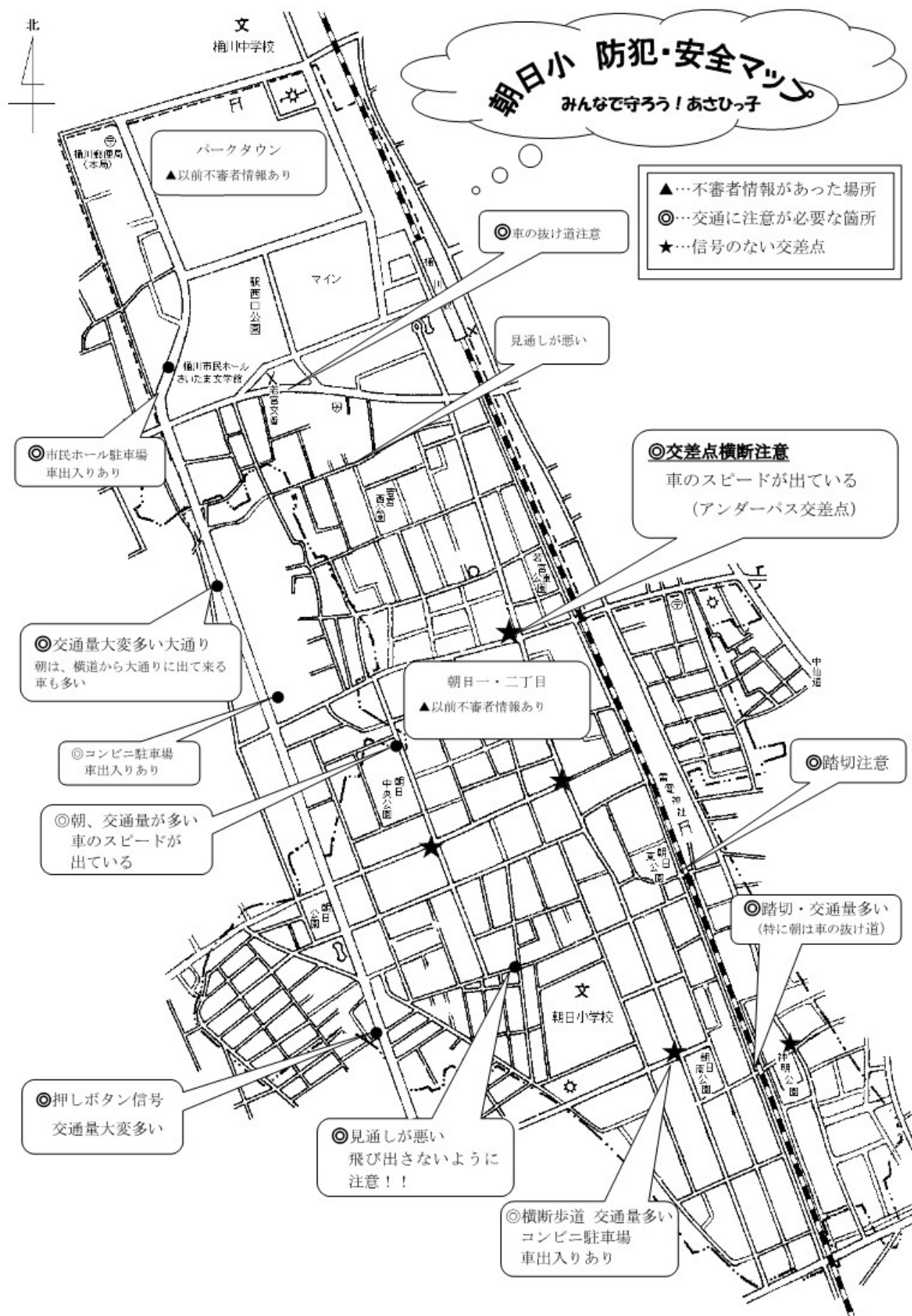
エリア分け全体地図・各地区地図(カラー版)が、  
右のQRコードから確認できます。  
ぜひお子様の通学路を確認してください。



「子ども110番の家」は随時募集しております。  
お子様が在学していなくても登録できます。  
詳細を知りたい方・登録をご希望の方は、担任の先生またはメールにてご連絡ください。スタッフよりご連絡いたします。









# 埼玉県PTA連合会保険制度について(保険の概要)

※現在、朝日小学校PTAは基本補償の賠償責任保険・傷害保険に加入しております。  
また、この保険はPTA会員団体保険のため個人加入はできません。

## 賠償責任保険：基本補償

事故報告書：様式Ⅲを使用

### ①PTA活動中の賠償責任(PTA賠償責任保険)

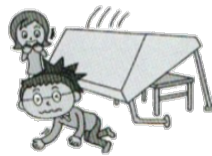
PTA管理下(\*1)における次の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

- ・PTA活動(\*2)の遂行に起因して生じた偶然な事故により、PTA活動参加者や第三者に与えた身体の障害または財物の損壊により、貴PTAが負担する法律上の賠償責任
- ・PTA会員および児童・生徒が、日本国内において保管物(貴PTAが使用・管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物をいいます。)を損壊・紛失、または盗取されたことにより貴PTAが負担する法律上の賠償責任

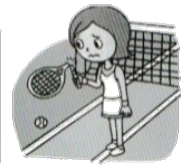
◆被保険者(補償を受けることができる方)：貴PTA

◆保険金をお支払いする場合の例：

PTAが開催したスポーツ大会で、テントの設置ミスによりテントが突然倒れてきたため見学者がケガをした。



PTA主催のテニス大会用にPTAが借りていたテニスラケットをPTA会員が誤って破損した。



◆補償金額：

|                     |                                               |                       |
|---------------------|-----------------------------------------------|-----------------------|
| PTA活動の遂行に伴う賠償責任     | 対人・支払い限度額                                     | 1名/1事故につき 1億円(免責金額なし) |
|                     | 対物・支払い限度額                                     | 1事故につき 1億円(免責金額なし)    |
| 保管物にかかわる賠償責任・支払い限度額 | 加害者1名 10万円<br>保険期間中 500万円<br>(1事故免責金額 5,000円) |                       |

\*1「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督または指導下において、「PTA活動」を行っている間をいいます。ただし、PTAの構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上は「PTA管理下」には含まれません。

\*2「PTA活動」とは、日本国内においてPTAの目的にそってPTAが企画・立案し主催する学習活動および実践活動で、PTA総会、運営委員会における決定などPTA会則(名称は問いません)に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

オプションは予算の関係上加入しておりません

## 賠償責任保険：オプション

事故報告書：様式Ⅳを使用

### ③学校の管理下でない児童・生徒の賠償責任(PTA賠償責任保険)

PTAの管理下・管理外を問わずに、PTAの児童・生徒の行為に起因して日本国内において発生した第三者の身体の障害または財物の損壊によりPTAの児童・生徒またはその法定監督義務者(親権者・後見人)が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

◆被保険者(補償を受けることができる方)

貴PTAの児童・生徒および貴PTAの児童・生徒の親権者等の法定監督義務者

※法定監督義務者として児童・生徒の親権者も被保険者となります。

◆保険金をお支払いする場合の例：

PTAの児童が、自転車で下校途中曲がり角で横から出てきた人にぶつかり、ケガをさせてしまった。



PTAの生徒が、小売店で商品を棚から落として壊してしまった。



◆補償金額：

支払い限度額 1事故につき(対人・対物共通)1億円(免責金額なし)

※示談交渉なし(PTA賠償責任保険の制度上、被害者との示談交渉はできませんが、被害者との交渉をアドバイスさせていただきます。)

\*他人から借用した保管物等、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任によって被る損害は、このオプション部分では保険金のお支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。

\*学校の管理下(授業中・部活動中)の場合は、法律上生徒に賠償責任は発生しませんので、このオプション部分では保険金のお支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。

\*スポーツ中の相手同士のケガや物損およびケンカによる損害はお支払いの対象とはなりません。

ただし、子ども同士のケンカで、子どもが幼く責任能力がない場合は子どもの親権者(被保険者)が賠償責任を負い、他の保険金をお支払いしない事由に該当しない限り、補償の対象となります。

## 傷害保険：基本補償

事故報告書：様式Ⅱを使用

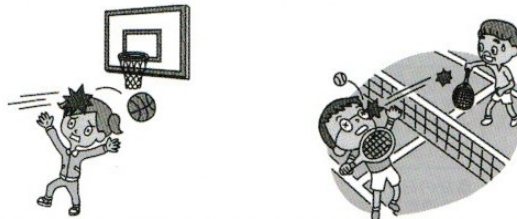
### ②PTA活動中のケガの補償(PTA団体傷害保険)

日本国内において、保険の対象となる方がPTAの管理下でPTA行事(\*1)に参加している間(\*2)の「急激かつ偶然な外来の事故(\*3)」により、保険の対象となる方がケガ(\*4)をした場合に保険金をお支払いします。

- ◆保険の対象となる方(被保険者)：①PTA会員およびその学校に通学する児童および生徒  
②PTA会員の同居のご親族(\*5)  
③PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方

- ◆保険金をお支払いする場合の例：

PTA主催のスポーツ大会で  
ボールがあたってケガをした。



- ◆補償金額：  
(保険金額)

|                    |                             |
|--------------------|-----------------------------|
| 死亡保険金<br>(後遺障害保険金) | 250万円<br>(後遺障害に応じて10～250万円) |
| 入院保険金日額            | 3,000円                      |
| 手術保険金(*8)          | (入院中以外の手術)1.5万円 (入院中の手術)3万円 |
| 通院保険金日額            | 2,000円                      |

\*1「PTA行事」とは、この保険の対象となるPTA行事は、日本国内においてPTAが主催または共催し、PTA総会、運営委員会等、PTA会則に基づく手続きを経て決定された行事をいいます。その他の行事については、保険金のお支払いの対象とはなりませんので、ご注意ください。

\*2 PTA行事の開催場所と住居の往復途上を含みます。

\*3 日射・熱射による熱中症は補償の対象となりません。

\*4 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となるケガは保険金のお支払いの対象となりません。

\*5 6親等以内の血族、配偶者(\*6)または3親等以内の親族をいいます。

\*6 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実態を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。)

①婚姻意思(\*7)を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

\*7 個性上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたりきざくする意思をいいます。

\*8 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

### □保険の詳しい内容・保険金請求に関するお問い合わせ先

(取扱代理店)株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO(東京海上日動グループ100%出資代理店)

〒108-6111 東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟11階

TEL：03-6826-8200 (月～金 9:00～17:00)

FAX：03-6826-8201 MAIL:saitamakenpta@tnpgrp.jp

(引受保険会社)東京海上日動火災保険株式会社

(担当) 東京中央支店 専業営業第1チーム

〒108-6111 東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟11階 TEL:03-5781-6583

### <埼玉県PTA連合会保険制度申請の流れ>

申請者(PTA会員)は、PTAスタッフ または 学校(教頭先生または担任の先生)へ連絡



スタッフから申請者(PTA会員)へ申請書類のお渡し(スタッフから代理店へ連絡)



保険取扱代理店から申請者(PTA会員)へ連絡



(資料3)  
補償金額と保険料

●PTA団体傷害保険(基本補償)

|                    |                                   |                                                                                                                                      |
|--------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 死亡保険金<br>(後遺障害保険金) | 250万円<br>(後遺障害に応じて<br>10万円～250万円) | PTAの管理下でPTA行事に参加している間(往復途上を含みます。)の急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、その直接の結果として事故の日からその日を含めて180日以内に死亡もしくは後遺障害を生じた場合。                              |
| 入院保険金日額            | 3000円                             | PTAの管理下でPTA行事に参加している間(往復途上を含みます。)の急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、傷害事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合、入院日数に対し事故の日からその日を含めて180日を限度として1日につき入院保険金日額を支払う。 |
| 手術保険金              | (入院以外の手術) 1.5万円<br>(入院中の手術) 3万円   | PTAの管理下でPTA行事に参加している間(往復途上を含みます。)の急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、事故の日からその日を含めて180日以内にその傷害の治療を直接の目的として所定の手術を受けた場合。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。    |
| 通院保険金日額            | 2000円                             | PTAの管理下でPTA行事に参加している間(往復途上を含みます。)の急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、傷害事故の日からその日を含めて180日以内に通院した場合、通院日数に対し1事故について90日を限度として1日につき通院保険金日額を支払う。        |

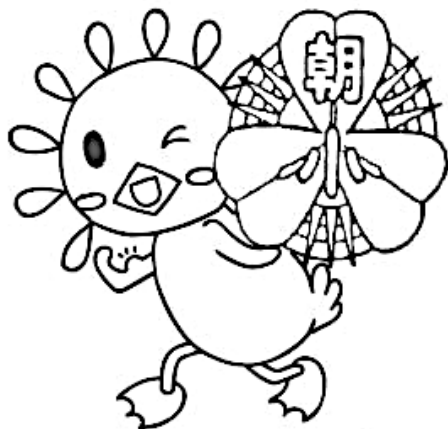
●PTA賠償責任保険

|                 |                     |           |                                             |                                                                                                                                                                                             |
|-----------------|---------------------|-----------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本補償            | PTA活動の遂行に伴う賠償責任     | 対人・支払い限度額 | 1名1億円<br>1事故1億円<br>(免責金額なし)                 | ・PTA管理下における次の事由に起因して、貴PTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する。<br>・PTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人の身体・生命を害した場合、もしくは他人の財物を損壊したこと。<br>・貴PTAが第三者から借用し、使用・管理するスポーツ用具等の財物をPTA会員または児童・生徒が損壊・紛失、または盗取されたこと。 |
|                 |                     | 対物・支払い限度額 | 1事故1億円<br>(免責金額なし)                          |                                                                                                                                                                                             |
|                 | 保管物にかかわる賠償責任・支払い限度額 |           | 加害者1名 10万円<br>保険期間中500万円<br>(1事故免責金額5,000円) |                                                                                                                                                                                             |
| オプション<br>(任意付帯) | 児童・生徒賠償責任支払い限度額     |           | 1事故(対人・対物共通)<br>1億円<br>(免責金額なし)             | PTAの児童・生徒の行為に起因する対人・対物事故によりPTAの児童・生徒またはその親権者やその他の法定監督義務者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する。                                                                                                      |

●保険料

|                 |                | 補償項目            |    | 保険料単価                 |  |
|-----------------|----------------|-----------------|----|-----------------------|--|
| 基本契約            | 傷害保険基本補償       | 死亡・後遺障害         |    | 1世帯あたり<br>90.00円      |  |
|                 |                | 入院保険金           |    |                       |  |
|                 |                | 手術保険金           |    |                       |  |
|                 |                | 通院保険金           |    |                       |  |
|                 | 賠償責任保険<br>基本補償 | PTA活動の遂行に伴う賠償責任 | 対人 | 児童・生徒1人あたり<br>9.98円   |  |
|                 |                |                 | 対物 |                       |  |
| 保管物に係わる賠償責任     |                |                 |    |                       |  |
| 賠償責任保険<br>オプション |                | 児童・生徒賠償責任       |    | 児童・生徒1人あたり<br>226.10円 |  |

(注)PTA団体傷害保険は、2023年5月1日時点のPTA会員世帯数(教師会員を除きます)に基づいて保険料をお支払いいただきます。保険期間中の世帯数増減による追加・返戻保険料の対応は行いませんのでご了承ください。PTA賠償責任保険は2023年5月1日付学校基本調査時点の児童・生徒数に基づいて保険料を算出します。保険期間中の児童・生徒数による精算は原則として行いません。なお、ご申告いただいた児童・生徒数が事実と異なる場合には、ご申告いただいた数値に基づく保険料と実際の数値に基づく保険料との割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。今年度の各PTAの保険料は別途書面にてご案内します。オプション部分(「児童・生徒およびその法定監督義務者の賠償責任」補償部分)の保険料は、ご加入児童・生徒数20,000名以上50,000名未満の場合の保険料です。ご加入児童・生徒数が20,000名を下回った場合には、保険料の引き上げまたは支払い限度額の引き下げ等の変更をさせていただきますので、予めご了承ください。



あさピヨ  
朝日小P T Aキャラクター